

ユニット型短期入所生活介護・ユニット型介護予防短期入所生活介護 ショートステイ ハピネス昭和の森 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ファミリーが開設する指定ユニット型短期入所生活介護事業所ハピネス昭和の森（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、老人福祉法の理念及び介護保険法に基づき、また、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（以下「条例」という。）を遵守し、利用者の生活の安定及び充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、事業所ごとに置くべき従事者（以下「短期入所生活介護従事者」という。）が、要支援状態及び要介護状態にある高齢者に対し適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ショートステイ ハピネス昭和の森
- 2 所在地 東京都昭島市代官山一丁目2番1号

(従業者の職種、員数)

第4条 施設に配置する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、条例に基づき兼務することができることとする。

職種		員数
(1) 施設長（管理者）		1 名
(2) 医師		1 名
(3) 生活相談員	常勤換算	1 名 以上
(4) 介護職員	常勤換算	6 名 以上
(5) 看護職員	常勤換算	1 名 以上
(6) 栄養士		1 名
(7) 機能訓練指導員		1 名 以上
(8) 事務員		3 名 以上

2 前項に定める者の他、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(従業者の職務の内容)

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

職 名	職 務 内 容
施 設 長	施設の業務を統括し、施設に勤務する職員の指導監督及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、運営基準及び運営規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
医 師	医師は嘱託医として利用者の健康状態を把握し、健康保持のための健康管理、診療、保健衛生指導及び適切な措置を講じる。
生 活 相 談 員	生活相談員は入退所手続きを行う。また、短期入所生活介護計画に基づき、利用者その家族に対し、常に利用者の心身の状況を把握し、生活相談・援助業務を行う。
看 護 職 員	看護職員は施設サービスの提供に当たるとともに、利用者の健康状態を常に把握し、医師の指示により、診療の補助・保健衛生管理及び看護業務を行う。
機 能 訓 練 指 導 員	機能訓練指導員は施設サービスの提供に当たるとともに、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその低下を防止するための訓練とリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
栄 養 士	管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行い、利用者の栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮し、利用者個々の自立支援に配慮する。
介 護 職 員	利用者の日常生活全般にわたる介護業務及び相談業務を行う。
事 務 員	事務職員は利用者に対し、請求・領収に関する業務を行うとともに事業運営に必要な庶務・会計事務及び営繕業務に当たる。

(勤務体制の確保)

第6条 適切なサービスが提供できるよう、勤務の体制を定める。

- (1) 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護又は看護職員を配置する。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護又は看護職員を配置する。
- 2 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、次の通りとする。

- (1) 定員20名（全2ユニット、1ユニット定員10名）とし、1室1名で全室個室とする。
- 2 空床利用型6名とする。
- 3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させることはない

(営業日および営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分

(送迎)

第9条 利用者の入所時及び退所時には、利用者の希望、状態により自宅までの送迎を行う。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎地域は、昭島市、立川市、福生市、あきる野市、武蔵村山市、瑞穂町および八王子市の一部地域（平町、小宮町、久保山町、丸山町、滝山町、丹木町、高月町）とする。

(短期入所生活介護計画の作成)

第11条 事業の利用者については、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される場合に、「(介護予防) 短期入所生活介護計画」の原案を作成し、それを利用者又はその家族に対して説明の上同意を得るものとする。

(サービスの提供)

第12条 職員は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(介 護)

第13条 利用者個々が自律的な日常生活を営めるよう、適切な技術を持って、人格に配慮した必要なサービスを行うと同時に、利用者が心身の清潔を保持し、相互に社会的関係を築くことができる快適な生活支援を行う。特に自立している活動機能に低下が生じないように、利用者個々の残存機能の維持向上と心身のケアを図る、適切な介護を行う。

- 2 ユニット個浴や特殊浴槽で、利用者の意向によりその都度、事前の健康管理と適切な方法により利用者を入浴させる。また、入浴できない場合は清拭を行う。
- 3 心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、個々の排泄状況を踏まえて、その心身及び活動状況に適した使用を行う。
- 5 離床、着替え、整容等の介護を利用者の心身の状況・1日の生活リズムに応じて、適切に行う。

(入浴)

第14条 1週間に2回以上、入浴を行う。但し、利用者に傷病があったり伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合には、清拭とする。

(食事)

第15条 食事の提供は栄養と利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、その利用者の心身の状況と希望等を配慮して適切な時間に行う。

2 食事の時間は、概ね次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 7時30分～
- (2) 昼食 午前 11時30分～
- (3) 夕食 午後 5時30分～

(排泄)

第16条 利用者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

(機能訓練)

第17条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善、又はその低下を防止するための訓練を行う。

(相談援助)

第18条 職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(健康保持)

第19条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置を取り、必要に応じてその記録を保存する。

(介護計画の作成)

第20条 施設は、サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況を十分把握し、介護計画を作成する。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった介護計画を作成する。

2 介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得、交付する。

(サービス提供記録の記載)

第21条 施設は、サービス提供した際には、その提供日・内容、保険給付の額、その他必要な記録をサービス提供記録書に記載する。

(利用料その他費用の額)

第22条 施設は、利用料の額を別紙料金表によるものとし、法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。食材料費、理美容代、教養娯楽費等に関する諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

2 施設は、利用者から支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで支払いに関する同意を得る。

- 3 利用者は、施設の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。
- 4 通常の事業の実施地域を超えて行う場合に要した交通費は、片道 1 kmあたり 6 5 円とする。
ただし、3 kmを超える地域に関しては一律片道 2 0 0 円とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 2 3 条 サービス利用に当たって以下の内容に留意することとする。

事 項	内 容
訪 問	家族の訪問時間は午前 8 時から午後 8 時までとする。来訪時、訪問票へ必要事項をご記入する。(上記以外の時間は応相談)
訪 問 者 の 宿 泊	訪問者が宿泊する場合は、事前申し込みが必要とする。
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊時は、必要事項を外出・外泊届へ記入する。
飲 酒	酒類に関しては事前に相談の上、持込ことができる。ただし他の利用者へ迷惑をかけず、健康を害さない程度とする。また健康管理上、主治医等からの指示により飲酒の制限をかける場合がある。
喫 煙	災害予防のため居室等での喫煙禁止する。また喫煙は所定の場所で行うこととする。煙草およびライターは、職員で管理する場合がある。
金 銭 ・ 貴 重 品 の 管 理	金銭および貴重品は原則施設では預からない。
所 持 品 の 持 ち 込 み	自宅で使用していた家具等の持ち込みはできる。
食 べ 物 の 持 ち 込 み	管理や健康上、応相談とする。
設 備 ・ 器 具 の 利 用	設備・器具は本来の用法に従って自由に使用できることとする。但し、故意又は重大な過失により、滅失、破損、汚損等があった場合は、協議の上、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を受けることとする。
身 体 拘 束	原則行わない。但し、緊急やむを得ない場合は、同意の上行うことがある。
宗 教 ・ 政 治 活 動	他利用者、職員に対する宗教活動、政治活動は行わない事とする。
感染症等の発生、流行時の面会	施設内での蔓延を防止するため、場合によっては面会等を制限することがある。
居 室 に つ い て	居室は選択できない。
男性介護職員の有無	有

(契約書の作成)

第24条 施設は、サービスを提供するにあたって本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得たうえで署名（記入押印）を受けることとする。

(外出及び外泊)

第25条 利用者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとする。

(衛生保持)

第26条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また施設に協力するものとする。

(施設内の禁止行為)

第27条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設以外に持ち出すこと。

(非常災害対策)

第28条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (2) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- (3) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (4) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・・・年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年2回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
- (5) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(緊急時等における対応方法)

第29条 介護事故に対する安全管理体制の確保を明確にする。

- 2 サービス提供中に事故が発生した場合は、各関係機関・ご家族等に連絡するとともに、受診等、必要な措置を講じる。
- 3 サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかに、嘱託医、救急隊、ご家族等へ連絡をする。
- 4 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(身体拘束に対する対応)

- 第30条 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行わない。
- 2 身体的拘束を行う場合は、あらかじめ利用者及びその家族に対して、身体拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期間等をできる限り詳細に文書により説明し、十分な理解を得るものとする。
 - 3 身体拘束した場合は、常に利用者、家族とともに解除できる方法を協議し、利用者の心身の状況並びに緊急やむない理由と経過を記録する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第31条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(施設・設備)

- 第32条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、利用者と協議のうえ決定する。
- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならない。
 - 3 施設・設備等の維持管理は職員が行う。

(苦情に対する対応)

- 第33条 サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者置く。
- 2 苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともに、その内容等を記録する。
 - 3 場合により、関係機関等に報告し、指導又は助言を得た場合はそれに従い、必要な措置改善を行う。

(秘密の保持)

- 第34条 職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
 - 3 利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

(その他運営に関する留意事項)

- 第35条 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善に努める。
- 2 この規程に定めるものの他の扱いは理事長と施設長との協議に基づき決定する。

附 則

この規程は、2015年 4月 1日から施行する。

2015年 8月 1日（一部変更）

2017年 4月 1日（一部変更）

2018年 4月 1日（一部変更）

2018年 8月 1日（一部変更）

2019年10月 1日（一部変更）

2021年 4月 1日（一部変更）

2021年 8月 1日（一部変更）

2022年10月 1日（一部変更）

2023年 8月 1日（一部変更）

2024年 3月 1日（一部変更）

2024年 4月 1日（一部変更）

2024年 8月 1日（一部変更）

2024年11月 1日（一部変更）

2025年 5月 1日（一部変更）

【別紙】 ショートステイ ハピネス昭和の森 料金表（目安）

ユニット型短期入所生活介護サービス費

	単 位 数	地域区分 (4 級地)	介 護 報 酬 基 準 額 (一日当り)	介護保険適用時の 一日当り自己負担額		
				1 割	2 割	3 割
要介護度 1	7 0 4 単位 (6 7 0 単位)	10.66 円	7, 5 0 4 円 (7, 1 4 2 円)	7 5 1 円 (7 1 5 円)	1, 5 0 1 円 (1, 4 2 9 円)	2, 2 5 2 円 (2, 1 4 3 円)
要介護度 2	7 7 2 単位 (7 4 0 単位)		8, 2 2 9 円 (7, 8 8 8 円)	8 2 3 円 (7 8 9 円)	1, 6 4 6 円 (1, 5 7 8 円)	2, 4 6 9 円 (2, 3 6 7 円)
要介護度 3	8 4 7 単位 (8 1 5 単位)		9, 0 2 9 円 (8, 6 8 7 円)	9 0 3 円 (8 6 9 円)	1, 8 0 6 円 (1, 7 3 8 円)	2, 7 0 9 円 (2, 6 0 7 円)
要介護度 4	9 1 8 単位 (8 8 6 単位)		9, 7 8 5 円 (9, 4 4 4 円)	9 7 9 円 (9 4 5 円)	1, 9 5 7 円 (1, 8 8 9 円)	2, 9 3 6 円 (2, 8 3 4 円)
要介護度 5	9 8 7 単位 (9 5 5 単位)		1 0, 5 2 1 円 (1 0, 1 8 0 円)	1, 0 5 3 円 (1, 0 1 8 円)	2, 1 0 5 円 (2, 0 3 6 円)	3, 1 5 7 円 (3, 0 5 4 円)

※（ ）内は、長期利用（61 日以降）の場合。

ユニット型短期入所生活介護 加算

加 算 項 目	単 位 数	地域区分 (4 級地)	介 護 報 酬 基 準 額 (一日当り)	介護保険適用時の 一日当り自己負担額		
				1 割	2 割	3 割
送 迎 体 制 加 算	184 単位／片道	10.66 円	1,961 円／片道	197 円／片道	393 円／片道	589 円／片道
看 護 体 制 加 算Ⅰ	4 単位／日		42 円／日	5 円／日	9 円／日	13 円／日
看 護 体 制 加 算Ⅱ	8 単位／日		85 円／日	9 円／日	17 円／日	26 円／日
夜勤職員配置加算Ⅱ	18 単位／日		191 円／日	20 円／日	39 円／日	58 円／日
医療連携強化加算	58 単位／日		618 円／日	62 円／日	124 円／日	186 円／日
機能訓練体制加算	12 単位／日		127 円／日	13 円／日	26 円／日	39 円／日
個別機能訓練加算	56 単位／日		596 円／日	60 円／日	120 円／日	179 円／日
緊急短期入所受入加算	90 単位／日		959 円／日	96 円／日	192 円／日	288 円／日
認 知 症 専 門 ケ ア 加 算	Ⅰ 3 単位／日		31 円／日	4 円／日	7 円／日	10 円／日
	Ⅱ 4 単位／日		42 円／日	5 円／日	9 円／日	13 円／日
サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算	Ⅰ 22 単位／日		234 円／日	24 円／日	47 円／日	71 円／日
	Ⅱ 18 単位／日		191 円／日	20 円／日	39 円／日	58 円／日
	Ⅲ 6 単位／日		63 円／日	7 円／日	13 円／日	19 円／日
生産性向上推進 体制加算	Ⅰ 100 単位／月		1,066 円／月	107 円／月	214 円／月	320 円／月
	Ⅱ 10 単位／月		106 円／月	11 円／月	22 円／月	32 円／月
看取り連携体制加算	64 単位／日		682 円／日	69 円／日	137 円／日	205 円／日
口腔連携強化加算	50 単位／回		533 円／回	54 円／回	107 円／回	160 円／回
介 護 職 員 等 処 遇 改 善 加 算		(Ⅰ)	併設型ユニット型短期入所生活介護費及び加算の合計の 14.0%			
		(Ⅱ)	併設型ユニット型短期入所生活介護費及び加算の合計の 13.6%			
		(Ⅲ)	併設型ユニット型短期入所生活介護費及び加算の合計の 11.3%			
		(Ⅳ)	併設型ユニット型短期入所生活介護費及び加算の合計の 9.0%			

※今後、新たに個別のサービス開始による加算が発生する場合は、その都度個別説明をします。

※介護保険制度に基づき料金を算定しております。介護報酬改定により変更される場合がございます。

ユニット型介護予防短期入所生活介護サービス費

	単 位 数	地域区分 (4級地)	介護報酬 基準額 (一日当り)	介護保険適用時の 一日当り自己負担額		
				1割	2割	3割
要支援1	529単位 (502単位)	10.66円	5,639円 (5,351円)	564円 (536円)	1,128円 (1,071円)	1,692円 (1,606円)
要支援2	656単位 (623単位)		6,992円 (6,641円)	700円 (665円)	1,399円 (1,329円)	2,098円 (1,993円)

※（ ）内は、長期利用（61日以降）の場合。

ユニット型介護予防短期入所生活介護加算

加 算 項 目	単 位 数	地域区分 (4級地)	介 護 報 酬 基 準 額 (一日当り)	介護保険適用時の 一月当り自己負担額		
				1割	2割	3割
送迎体制加算	184単位/片道	10.66円	1,961円/片道	197円/片道	393円/片道	589円/片道
機能訓練体制加算	12単位/日		127円/日	13円/日	26円/日	39円/日
個別機能訓練加算	56単位/日		596円/日	60円/日	120円/日	179円/日
認知症専門 ケア加算	I 3単位/日		31円/日	4円/日	7円/日	10円/日
	II 4単位/日		42円/日	5円/日	9円/日	13円/日
サービス提供 体制強化加算	I 22単位/日		234円/日	24円/日	47円/日	71円/日
	II 18単位/日		191円/日	20円/日	39円/日	58円/日
	III 6単位/日		63円/日	7円/日	13円/日	19円/日
生産性向上推進 体制加算	I 100単位/月		1,066円/月	107円/月	214円/月	320円/月
	II 10単位/月		106円/月	11円/月	22円/月	32円/月
口腔連携強化加算	50単位/回		533円/回	54円/回	107円/回	160円/回
介護職員等処遇改善加算		(I)	併設型ユニット型短期入所生活介護費及び加算の合計の14.0%			
		(II)	併設型ユニット型短期入所生活介護費及び加算の合計の13.6%			
		(III)	併設型ユニット型短期入所生活介護費及び加算の合計の11.3%			
		(IV)	併設型ユニット型短期入所生活介護費及び加算の合計の9.0%			

※今後、新たに個別のサービス開始による加算が発生する場合は、その都度個別説明をします。

※介護保険制度に基づき料金を算定しております。介護報酬改定により変更される場合がございます。

居住費・食費

利用者負担段階	1日あたり利用者負担額	
	居 住 費	食 費
基準額（第4段階）	2,560円	1,740円
		(朝 410円)
		(昼 755円)
		(夕 575円)
第3段階②	1,370円	1,300円
第3段階①	1,370円	1,000円
第2段階	880円	600円
第1段階	880円	300円

その他費用

	料 金	備 考
交通費	実 費	利用者の希望により買い物や墓参りなどに行った際の公共交通機関使用料。 通常の実施地域を超えた交通費は片道 1 km あたり 6 5 円とする。ただし、3 km を超える地域に関しては一律片道 2 0 0 円とする。
喫茶・売店等利用料	実 費	施設内カフェで飲食されたり、施設内ショップで物を購入された際の料金。また、その他入場料等。
日常消耗品 生活物品費	実 費	居室内で使用する個人のティッシュ、歯ブラシ等、家具・電化製品等
特別な食事代	実 費	1 日 3 食の献立にない特別なメニュー
理美容等	実 費	理髪、美容のサービス利用料
持ち込み電化製品の 電 気 代	1 個につき 5 0 円／日	テレビ、冷蔵庫、加湿器、ラジカセ、電気毛布、電気ポット等（施設の個人貸出用テレビを使用した場合も同じ）
クリーニング代	実 費	施設で洗濯できないドライクリーニング品等の洗濯費
レクリエーション・ クラブ費	実 費	ご利用者の希望によるレクリエーションやクラブ活動参加時の材料費、先生への謝礼等